

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南市観光・おもてなし基本計画に基づく「わた SHIGA 輝く国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性を図るとともに、湖南市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置について、必要な事項を定める。

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性を図るとともに、湖南市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として競技会場に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。

ただし、売店設置可能スペースの都合上、半小間（1.5間×2間のテント（約10㎡））の単位で出店調整する場合がある。

上記のほか、市実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては市実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、市実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をし、別記「露店等の開設における遵守事項」を遵守し、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

また、出店当日の消防検査に協力するとともに、その指導に従うこととする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

7 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市実行委員会に提出する。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ・障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の承諾を得ているもの。

- (3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の適正な表示がされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易に調理加工できるものとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを使用し、提供直前に加熱調理する食品や飲料、市販の飲料、かき氷に限る。

(5) 宅配便

(6) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)に掲げる条件のうちいずれかに該当し、かつ(2)に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ キッチンカーについては、当該管轄地保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

エ 第74回国民体育大会（茨城国体）以降の国体、国スポ、競技別リハースル大会に出店実績がある者

オ その他市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 競技開催期間中、この要項4で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含む検便検査とする。

カ 申請書提出時点において、市税（湖南省が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 次の①から⑧までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 出店者の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合には、その役員、その支店又は常時契約を統括する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が、暴力団又は暴力団員、もしくは暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑧ 従業員として暴力団員等を常時もしくは臨時的に使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

(1) 売店の運営に関する経費及び施設管理者が徴収する販売手数料は、出店者の負担とする。

(2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、市実行委員会が次に定める出店料を負担する。

ア 1店舗あたりの出店料は、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

① 湖南省内に住所を有する個人、団体又は湖南省内に事業所を有する法人：1日あたり3,000円

② 上記以外：1日あたり6,000円

イ キッチンカーの大きさは概ね5m×2.5mとし、出店料は(2)のアの金額とします。

(3) 売店設置可能スペースの都合上、半小間(1.5間×2間のテント(約10㎡))の単位で出店となった場合の出店料は、(2)の半額とする。

(4) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第8号)を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書(様式第9号)を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ ア、イに掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

(5) 出店者は、出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は、出店者の負担とする。

(6) 既納出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき又はその他特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

市実行委員会は、この要項7に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

(1) 売店の販売品目に係る業種別組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

12 保健所への手続き

食品衛生法に基づく食品営業許可や営業届出等が必要な出店者は、市実行委員会にこの要項7に規定する出店申請を行う前に、営業許可等を取得しなければならない。

保健所の許可取得に際しては、施設基準にかかる検査を要するため、保健所への申請は日数に余裕を持って行うこと。

13 売店出店許可決定通知書及び売店出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料納付を確認し、食品衛生法に基づく営業許可や営業届出等が必要な出店者においては、当該管轄地保健所からの許可書の写しを確認した後、売店出店許可証（様式第7号）を発行する。

14 売店監督員

- （1）市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- （2）売店監督員は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- （1）出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- （2）売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の際には、当該責任者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの写しなど官公庁が発行したもので、顔写真のあるもの）を提出すること。
- （3）売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- （4）食品を取扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行なわれるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は管理・運営を第三者に委託すること。
- （2）商品を不当に高額な価格で販売すること。
- （3）指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。
ただし、飲食の無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1) から (9) に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は関係法令及び「わたSHIGA輝く国スポ食品衛生対策要項」を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店管理者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 市実行委員会が発行する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、景品表示法や食品表示法など、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取引品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品目を表示する看板等を主体とすること。また、飲食物を取り扱う売店にあっては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (5) 販売品等の搬入搬出をする車両には、市実行委員会が別に発行する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入・搬出車両は、1売店につき1台とする。
なお、キッチンカーについても、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途発行するIDカード等を着用すること。なお、必要に応じて、マスク・手袋を着用すること。
- (8) 接客にあたっては、心のこもったおもてなしで、親切丁寧な対応を心がけること。

(9) 飲食物の売店については、次のことを遵守すること

ア 出店者は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。

イ ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は自己の責任と費用負担により適正に行うこと。なお、廃棄物容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

(10) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

(11) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。

(12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

18 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、売店責任者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の(1)～(4)のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の発行を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、市実行委員会の売店の運営管理において適当でないと認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- （１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を市実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良等市実行委員会の責によらない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店や撤去に要した経費等を市実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- （１）この要項に定めるほか、売店の設置に関して必要な事項は別に定める。
- （２）わたSHIGA輝く障スポにおける売店の取扱いについては、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和６年４月２４日から施行する。